Ⅱ 生活衛生課関係業務

1 食品衛生関係

食品の安全性を確保するために、「青森県食品衛生監視指導計画」に基づき、営業施設等の監視指導、不良食品の排除及び食品衛生講習会の実施等により、食中毒等健康被害の発生防止、食品衛生の向上及び食品衛生に関する正しい知識の普及啓発に努めた。

(1) **営業許可を要する業種・施設・許可・監視等の状況** (平成 28 年 3 月 31 日現在)

業種 食堂・レス 仕出・弁 旅館 その他		許可 継 続	件数 新	庭 施設 数	監 視件 計数	監 視 件 指 数	営業	営	改数	分廃棄	7.
食堂・レスス 仕出・弁 飲食店営業 旅館 その他	業 数 ラン 762			廃設	温 件	温 件	営業	営業	改	廃	7.
(仕出・弁) 飲食店営業 旅館 その他			規	一 数	画画	指	営業禁止	営業停止	香命令	棄命令	そ の 他
(仕出・弁) 飲食店営業 旅館 その他		58	47	51	384	337					
飲食店営業 旅館 その他	\preceq 72	2	3	5	86	39					
その他	101	5	4	6	108	109					
	1,351	108	103	135	461	584					
臨時	695	32	115	58	319	396					
菓子製造業	382	18	27	22	189	208					
乳処理業	3	10			3	3					
特別牛乳搾取処理業	3				0						
乳製品製造業	3				3	3					
集乳業	1				1						
魚介類販売業	343	11	27	24	219	184					
魚介類販売業 (臨時)	13	11	3	21	10	1					
魚介類せり売営業	5			1	6	3					
魚肉ねり製品製造業	1			1	1	3					
食品の冷凍又は冷蔵業	29	2	3		26	47					
缶詰又は瓶詰食品製造業	18		2		8	9					
喫茶店営業	182	11	15	16	60	76					
あん類製造業	5	11	10	10	8	5					
アイスクリーム類製造業	70	8	3	13	41	71					
乳類販売業	515	18	30	32	172	223					
乳類販売業(臨時)	1	10	50	02	1	220					
食肉処理業	28	2	3		25	69					
食肉販売業	365	16	34	22	195	213					
食肉販売業(臨時)	10	10	2	1	9	1					
食肉製品製造業	7			1	8	31					
乳酸菌飲料製造業	<u>'</u>			1	0						
食用油脂製造業	5	1		1	6	4					
マーガリン又はショート						-					
グ製造業											
みそ製造業	38	2	2	2	19	12					
醤油製造業	4	1		1	3	5					
ソース類製造業	29	3	1		14	18					
酒類製造業	5				2	3					
豆腐製造業	28			1	16	18					
納豆製造業	10	2			5	6					
めん類製造業	37	1		4	21	21					
そうざい製造業	186	10	7	8	94	93					
添加物製造業	4				4	2					
食品の放射線照射業											
清涼飲料水製造業	21	1	1	1	21	10					
氷雪製造業	8		1		2	2					
氷雪販売業	4	1		1	1	2					
合 計	5,341	313	433	407	2,551	2,811	0	0	0	0	0
平成26年度	5,315	314	352	322	2,521	2,787	0	1	0	0	0
平成25年度	5,287	445	357	458	2,570	2,878	0	1	0	0	0

市町村	十和	三沢	野辺	七戸	六戸	横浜	東北	六 ケ	そ (移動 の	合
業種	田市	市	地 町	町	町	町	町	所 村	売 等 他 ⁾	計
飲食店営業	888	625	181	159	72	50	169	130	707	2,981
菓 子 製 造 業	172	62	19	53	22	10	33	9	2	382
乳 処 理 業	2			1						3
特別牛乳搾取処理業										
乳 製 品 製 造 業	1						2			0
集 乳 業							1			
魚 介 類 販 売 業	81	59	36	32	19	25	51	30	23	356
魚介類せり売営業		1	2				1	1		5
魚肉ねり製品製造業		1								1
食品の冷凍又は冷蔵業	6	4	3	4		4	3	5		29
缶詰又は瓶詰食品製造業	6	2	1	5	1	2		1		18
喫 茶 店 営 業	78	40	15	16	9	4	7	13		182
あん類製造業	4						1			5
アイスクリーム類製造業	38	7	6	6	5	3	4	1		70
乳 類 販 売 業	165	92	48	48	27	22	60	45	9	516
食 肉 処 理 業	15	8		1	2	2				28
食 肉 販 売 業	123	57	23	38	24	17	43	28	22	375
食 肉 製 品 製 造 業	3	2		1			1			7
乳酸菌飲料製造業										
食 用 油 脂 製 造 業						3	2			5
マーガリン又はショートニング製造業										
みそ製造業	13	7	1	10	3	1	3			38
醤油 製造業	2		1	1						4
ソース類製造業	12	1		8	3	2	3			29
酒 類 製 造 業	2			2				1		5
豆 腐 製 造 業	16	1	3	5	1	1	1			28
納 豆 製 造 業	7	1	1	1						10
めん類製造業	19	2	3	7	3	1	2			37
そうざい製造業	56	35	10	28	8	10	32	7		186
添加物製造業						1	3			4
食品の放射線照射業										
清涼飲料水製造業	7		1	10	2			1		21
氷 雪 製 造 業	3	1	1					3		8
氷 雪 販 売 業		1	1	1			1			4
合計	1,719	1,009	356	437	201	158	423	275	763	5,341
平 成 2 6 年 度	1,750	1,012	365	429	199	155	430	281	694	5,315
平 成 2 5 年 度	1,772	994	370	427	201	157	432	272	662	5,287

(2) 営業許可を要しない業種・施設・監視等の状況

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

業種別		施設数	監視計画件数	監視指導件数
	学校	8	8	11
公会长記	病院・診療所	20	11	12
給食施設	事業所	10	4	6
	その他	152	76	75
乳さく取業		16	4	
食品製造業		34	17	50
野菜果物販売業		289	73	79
そうざい販売業		201	51	79
菓子(パンを含む)販売業	373	94	105
食品販売業(上記	以外)	210	53	102
添加物(法第7条 れたものを除く)	の規定により規格が定めら 製造業	0	0	1
添加物の販売業		10	3	52
氷雪採取業		0	0	
器具・容器包装おも	ちゃの製造業又は販売業	62	16	48

(3) 魚介類行商及びアイスクリーム行商の登録状況

区分	年度	2 7	2 6	2 5
	新規	0	0	0
魚介類行商	更新	0	0	0
	従業員	0	0	0
	新規	1	0	1
アイスクリーム類行商	更新	0	4	2
	従業員	2	19	32

(4) 大規模調理施設等に対する重点監視指導

大規模調理施設、広域流通食品の取扱施設及び過去に食中毒をおこした施設を対象に年2回実施するなど、重点的に監視指導を行った。

- ① 大規模調理施設等:仕出し・弁当・旅館=延べ148件の実施
- ② 給食施設:学校・病院等・事務所・保育所・社会福祉施設等=延べ104件の実施 なお、病院については、医療監視及び栄養指導と連携して効果的な監視指導を行った。

(5) 産直施設等に対する個別対策監視指導

道の駅等の産直施設や観光地における食品の安全性確保及び大規模な大会等における食中毒等の発生を未然に防止するため、監視指導を行った。

- ①道の駅等の農産直売所において、販売される食品の適正表示、毒きのこに対する注意喚起等 の監視指導を実施した。
- ②春季及び秋季等の観光シーズンを前に、焼山・十和田湖畔地区の旅館、飲食店等の監視指導を 行った。

(6) 夏期及び年末一斉取締り監視指導

食中毒が多発する夏期及び食品の流通量が増加する年末において、厚生労働省が示す方針を踏ま え、県が委嘱している食品衛生推進員を活用する等、効率的な監視指導を行った。

- ① 夏期一斉取締りにおいて、13件の収去検査、許可を要する営業施設350件及び許可を要しない販売業等47件の監視指導を行った。
- ② 十和田市及び三沢市で食中毒防止キャンペーンを行い、食品衛生推進員等と協力し広報、着ぐるみ、チラシ等を利用することにより、約1,200名の消費者に対して食中毒予防の普及啓発を図った。
- ③ 年末一斉取締りにおいて、許可を要する営業施設397件及び許可を要しない販売業等48件の監視指導を行った。

(7) 食品の収去検査

県内の流通食品や広域に流通される県産食品等について、年間を通じた計画的な収去を行い、それぞれ微生物、食品添加物、アレルギー物質及び有害物質等(鉛等重金属、残留農薬、放射性物質)の検査結果に基づき指導を行った。

- ① 流通食品の検査:そうざい、菓子類等45食品を収去
- ② 有害物質等検査:農畜水産物、魚介類等26食品を収去
- ③ 放射性物質検査:県外産農畜水産物、加工食品等10食品を収去

(8) 不良食品等(苦情、管外・県外依頼)の調査指導

県内外で発見された不良食品等に関する調査は8件あり、製造施設及び販売施設等での食品取扱い状況を調査し、原因の追求並びに再発防止対策の徹底を図った。

また、消費者苦情に関する調査は22件あり、営業者等に対して指導を行った。

区分		22/4			発 場			不	良理	胆由			行	政措	置の	状況		
年度	-良食品発見件数	消費者の届出	保健所の発見	他機関の発見	県内	県外	表示違反	規模 基準 細菌	見各は生 化学	カビ・異物混入	変敗・その他	回収・返品・廃棄	営業停止	設備改善	顛末書	口頭指導	他保健所に移送	その他
平成27年度計	8	8			2	6				7	1				2		1	5
平成26年度計	7	4	2	1	5	2	1	1	1	4		2					3	4
平成25年度計	3	2	1		1	2	1			1	1				1		1	1

(9) 対EU輸出ホタテガイサンプリング

むつ湾東部生産海域の野辺地定点において、農林水産部水産振興課・地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所と連携し、年間を通じたサンプリング計画に基づき6月に1回、1月から3月までは定期的に、検体の採取・搬送を行い、生産海域の管理強化を図った(平成27年度実績:延べ3回)。

(10) 食中毒等健康被害発生状況

食中毒等健康被害が発生した際には、「青森県食中毒調査処理マニュアル」に従い対応し、被害拡大防止に努めた。

年	発生件数	患者数	死者(人)			病因物質		
7	光生件 級	(人)	(再掲)	細菌	ウイルス	自然毒	化学物質	不明
2 7	1	19	0		1			
2 6	3	30	0	2	1			
2 5	1	4	0	1				

(11) 食品衛生教育

食中毒等の予防、食品衛生思想の普及啓発及び食品衛生知識の向上を図るために、食品関係営業者及び一般消費者等に対して食品衛生講習会を実施した。

年度	2	7	2	6	2	5
区分	回数	受講者	回数	受講者	回数	受講者
給食施設従事者	6	458	5	473	4	297
産加工関係者	10	312	5	123	13	456
食品関係営業者	19	591	13	240	8	132
食品衛生責任者	10	280	11	321	11	364
一般消費者	2	42	5	111	2	191
その他	9	183	4	99		
合計	56	1,866	42	1367	38	1,440

2 生活衛生関係

(1) 生活衛生営業六法関係監視指導

住民の日常生活と密接な関係のある理容、美容、クリーニング、旅館、公衆浴場、興行場の生活衛生営業六法関係について、各々、関係法令に基づき許可・確認を行うとともに、施設の衛生水準の維持・向上を図るために、計画的な監視指導を行った。

ア 許可(確認)等の状況

(平成28年3月31日現在)

1_1 (HE)	1,17 / 17	マン・アくレロ						\ 1 /	3	0 /1 01	1.7612
施設	这区分	理	美	クリー		旅	館		公衆	浴場	興
許可等・年月	更	容所	容所	ニング所 (取次所 再掲)	ホテル	旅 館	簡易 宿所	下宿	一般	その他	行場
	27	1	12	3(3)	1	4	2	0	2	0	0
許可 (確認)	26	5	14	4(4)	2	0	2	0	0	0	0
, ,, , ,	25	4	11	3(2)	1	4	1	0	0	0	0
	27	20	20	8(7)	0	4	2	0	1	0	0
廃止	26	11	26	3(1)	1	11	3	2	1	1	0
	25	9	23	8(6)	2	26	3	2	1	1	1

イ 市町村別営業施設数

(平成28年3月31日現在)

	施設			美	クリー ニング所		旅	館		公衆	浴場	興
市	町村		容 所	容 所	ーンク所 (取次所 再掲)	ホテル	旅 館	簡易 宿所	下宿	一般	その他	行場
+	和 田	市	126	151	57(31)	7	72	65	6	13	7	3
Ξ	沢	市	65	113	30(14)	12	18	24	1	15	0	0
野	辺 地	町	27	38	8(4)	0	8	2	0	4	0	0
七	戸	町	29	44	9(6)	0	6	31	0	9	0	0
六	戸	町	13	9	5(2)	0	9	2	0	6	1	1
横	浜	町	8	13	1(0)	0	3	3	0	1	0	0
東	北	町	31	33	12(4)	1	13	2	0	11	0	0
六	ヶ所	村	18	28	6(3)	0	12	1	0	4	2	0
	計		317	429	128(64)	20	141	130	7	63	10	4
2	6 年	度	336	437	133(68)	19	141	130	7	62	10	4
2	5 年	度	342	449	132(65)	18	152	131	9	63	11	4

ウ 監視指導の状況

施設区分	理	美	クリー		旅	館		公衆》	谷場	興
年度	容 所	容所	ニング所 (取次所 再掲)	ホテル	旅 館	簡易 宿所	下宿	一般	その他	行 場
2 7	128	172	26(24)	20	88	15	1	71	6	3
2 6	118	180	73(8)	34	67	11	3	33	0	2
2 5	91	120	22(13)	4	91	12	8	22	2	3

(2) レジオネラ症発生防止対策

「青森県レジオネラ症の入浴施設における発生の予防に関する条例」に基づき、旅館業及び公衆 浴場業の施設201件について、水質基準の遵守及び施設の衛生管理指導を行った。

(3) 水道及び飲料水関係監視指導

水道法、青森県小規模水道規制条例、簡易専用水道事務取扱要領及び青森県飲用井戸等衛生対策 要領に基づき、飲料水の衛生確保を図るために、施設の適正維持管理指導等を行った。

なお、小規模水道については六戸町、簡易専用水道については十和田市、三沢市、野辺地町、六戸町、東北町、横浜町、飲用井戸等については十和田市、三沢市が事務を取り扱うこととしている。

各種水道施設の状況

(平成28年3月31日現在)

台 性 小 坦 旭 政 い	771/1/1				(平成 28 年 3)	7 31 日が江江/
種別	小規模	簡易専用		飲用井戸	等	⇒ I
市町村	水道	水道	一般	業務用	小規模受水槽	計
十和田市	43					43
三 沢 市	0					0
野辺地町	0		70	7	4	81
七戸町	4	7	55	4	2	72
六 戸 町			731	15	1	747
横浜町	1		1,318	8	0	1,327
東北町	0		180	13	0	193
六ヶ所村	0	40	24	3	5	72
計	48	47	2,378	50	12	2,525
2 6 年 度	48	49	2,382	70	12	2,561
2 5 年 度	49	45	2,386	75	12	2,567

(4) 建築物衛生監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、特定建築物(興行場、百貨店等で床面積が3,000㎡以上、学校で床面積が8,000㎡以上の建築物)について、衛生的な環境の確保を図るために施設の適正維持管理指導を行うとともに、登録業者に対して清掃作業及び清掃用機器の維持管理方法の監視指導を行った。

ア 施設・監視の状況 ※()は監視件数

(平成28年3月31日現在)

	りにマンヤくひに	/•\\ /\		`		(/3/4/ 2	10 0 / 1	OI H SUIT!
種別 市町村	興行場	百貨店	店舗	事務所	学 校	旅館	その他	計
十和田市	1	3(2)	6(1)	5	1	7(2)	3(1)	26(6)
三 沢 市	0	1	2(1)	2	0	7(3)	4	16(4)
野辺地町	0	1	0	0	0	1	0	2
七戸町	0	2(1)	0	0	0	0	0	2(1)
六 戸 町	0	0	0	1	0	0	0	1
横浜町	0	0	0	0	0	0	0	0
東北町	0	0	0	0	1(1)	0	0	1(1)
六ヶ所村	0	1	0	7(1)	0	0	2	10(1)
計	1	8	8(2)	15(1)	2(1)	15(5)	9(1)	58(13)
2 6 年 度	1	7	6	15(2)	2	15(10)	9	55(12)
2 5 年 度	1	7	6	15(2)	2	16(11)	9	56(13)

イ 登録営業所の状況 ※()は監視件数

(平成 28 年 3 月 31 日現在)

1 111111						0 / 1 0 1	. / /		
種別 市町村	建築物清掃業	空 環 境 測定業	飲料水 水 質 検査業	飲料水 貯水槽 清掃業	ねずみ 昆虫等 防除業	空気調和 用ダクト 清 掃 業	排水管清掃業	環境衛 生総合 管理業	計
十和田市	2(1)	0	0	3	0	0	1(1)	2	7(2)
三沢市	3	0	0	2	1	0	0	2	8
野辺地町	1	0	1(1)	0	0	0	0	0	2(1)
七戸町	0	0	0	1	0	0	0	0	1
六 戸 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東北町	0	0	0	1	0	0	0	0	1
六ヶ所村	6(1)	0	0	5(1)	1(1)	0	0	1	13(3)
計	12(2)	0	0	12(2)	2(1)	0	1(1)	5	32(6)
26 年度	11(1)	0	0	12(1)	2	0	1	5	31(2)
25 年度	11	0	0	12(1)	2	0	1	5(2)	31(3)

(5) 遊泳用プール施設等の監視指導

多数人が利用する遊泳用プールにおける衛生水準の確保を図るために、「遊泳プールの衛生基準について(平成19年5月28日 厚生労働省保健局長通知)」に基づき、水質基準、施設基準及び維持管理基準の遵守指導を行うとともに、「プールの安全標準指針(平成19年3月 文部科学省・国土交通省)」に基づくプールの安全確保のための適正な管理運営等を指導した。

なお、管内には十和田市(7)、三沢市(4)、野辺地町(1)、七戸町(2)、六戸町(1)、東北町(4)及び六ヶ所村(2)の21施設あるが、5施設は休止中である。平成27年度は16施設全ての監視指導を行った。

(6) 化製場等の監視指導

化製場等に関する法律及び青森県化製場等に関する条例に基づき、施設の衛生水準等を確保する ため指導を行った。

① 化製場法第8条施設:三沢市(ペットフード製造2施設)

(7) 温泉関係監視指導

温泉法及び青森県温泉保護対策要綱に基づき、温泉資源の保護及び温泉の利用の適正化を図るために、掘削及び動力許可申請にかかる指導等を行った。

ア 温泉(源泉)数及び許可の状況

(平成28年3月31日現在)

区分市町村	源泉数	掘削申請 (掘さく許可)	増掘申請 (増掘許可)	動力申請 (動力許可)	利用申請 (利用許可)	利用承継	温泉採取 事業廃止
十和田市	43	0	0	0	23(23)	0	0
三沢市	25	0	0	0	0	0	0
野辺地町	10	0	0	0	0	0	0
七戸町	16	0	0	0	0	0	0
六 戸 町	12	0	0	0	0	0	0
横浜町	1	0	0	0	0	0	0
東北町	37	1(1)	0	0	2(2)	0	0
六ヶ所村	4	0	0	0	0	0	0
計	148	1(1)	0	0	25(25)	0	0
26 年度	149	1(1)	0	1(1)	5(5)	0	1
25 年度	149	0	0	0	19(19)	18	4

イ 監視指導状況

(平成28年3月31日現在)

年度 区分	合 計 (件数)	源泉・掘さく 動力(増掘)	利用施設
27	97	41	56
26	97	43	72
25	116	44	72